

**\*\*\*\*\*「ながらスマホ」の罰則等大幅に強化——2019年12月1日施行から4ヶ月経過しましたが！？\*\*\*\*\***

皆様をご存知の様で車中で走行しながらスマートフォンや携帯電話を使用したり、カーナビゲーション装置等の画面を注視する「ながら運転」が厳罰化されました。

携帯電話等使用時の違反点数・反則金なども約3倍と大幅に引き上げられ、事故など交通の危険に結びついた場合は、即免許停止になります。

警察庁によると、2018年中にスマートフォンや携帯電話の操作などが原因で発生した人身事故は2,790件で、このうち45件は死亡事故でした。

2013年の2,038件と比べて1.4倍の水準となっています。また、死亡事故率を比較すると携帯電話使用等の場合には、使用なしと比較して約**2.1倍**と高くなっています。

なお、携帯使用等の年間取締り件数は約84万件で道交法違反全体の14%を占めています。

**①携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合**

**「交通の危険」の場合、1年以下の懲役**

運転中にスマートフォンなどを使用して交通事故などの危険に結びついた場合、**違反点数6点**となるため、**即、免許の停止処分を受けること**になります。

また、改正前の罰則は「3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金」でしたが、これも「**1年以下の懲役、または30万円以下の罰金**」に引き上げられます。

交通の危険では**反則金の適用はなくなり、すべて刑事罰が適用されること**になります。

改正前	改正後
【罰則】 3月以下の懲役または 5万円以下の罰金	【罰則】 <b>1年以下の懲役または 30万円以下の罰金</b>
【違反点数】 <u>2点</u> (酒気帯び点数14点)	【違反点数】 <b>6点 (即免許停止)</b> (酒気帯び点数16点—取消)
反則金 大型 1万2千円 普通 9千円 二輪 7千円 小特等 6千円	<b>非反則行為となり、すべて 罰則を適用</b>



**②携帯電話の使用等（保持）**

**「保持」でも酒気帯び違反点数は15点に**

運転者がスマートフォンなどを運転中に使用した違反（保持）では、改正前の罰則は「5万円以下の罰金」でしたが、これを「6か月以下の懲役、または10万円以下の罰金」と懲役刑を新設しています。

**違反点数は3点、反則金も約3倍**に引き上げられます。

違反を繰り返したり反則金の支払いを拒む運転者には**刑罰が適用される可能性**もあります。

改正前	改正後
【罰則】 5万円以下の罰金	【罰則】 <b>6月以下の懲役または 10万円以下の罰金</b>
【違反点数】 <u>1点</u> (酒気帯び点数14点)	【違反点数】 <b>3点</b> (酒気帯び点数15点—取消)
反則金 大型 7千円 普通 6千円 二輪 6千円 小特等 5千円	反則金 大型 <b>2万5千円</b> 普通 <b>1万8千円</b> 二輪 <b>1万5千円</b> 小特等 <b>1万2千円</b>

